
さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業
実施方針に関する質問への回答

平成30年7月25日

さいたま市

実施方針に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第2章	1	(8)	ア 事業者(DBO)が行う業務範囲 (b)運営業務 ③	“運営事業者(DBO)は、(中略)余剰電力は、第三者に販売するものとし、”との記載があります。 売電先の選定は貴市の業務範囲と解釈してよろしいでしょうか。 また、発電停止時の買電業務は事業者範囲とし、買電先は事業者にて選定するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、詳細は入札公告時に提示します。
2	7	第2章	1	(8)	ア 事業者(DBO)が行う業務範囲 (b)運営業務 ③	“余熱利用施設に対し、本施設から電気を供給する可能性がある。”とありますが、これは特定供給を行うものと考えてよろしいでしょうか。 取り合い位置や、供給条件(時間変動等)をご提示下さい。 また、停電時の負荷については余熱利用施設に非常用発電機を設置するというお考えでしょうか。	余熱利用施設に対して電力を供給する方向で検討していますが、現段階では条件の整理が整っておりません。入札公告時に提示可能な条件等を提示します。
3	7	第2章	1	(8)	ア 事業者(DBO)が行う業務範囲 (b)運営業務 ③	余熱利用施設への電気の供給可否と余熱の供給方法(蒸気か温水か)は入札公告時には確定されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 2を参照してください。
4	8	第2章	1	(8)	ウ 市が行う業務範囲 (b)環境影響評価の実施	“「環境影響評価書」は、2020年に縦覧予定である。”との記載があります。 提出する提案書は平成25年11月に公告された「環境影響評価調査計画書」に準じて作成するものとし、「評価書」にて追加の対策等が必要となった場合には、ご協議いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	8	第2章	1	(8)	ウ 市が行う業務範囲 (b)環境影響評価の実施	環境影響評価書は事業(DBO)の落札者決定後に縦覧されますが、建設事業者及び運営事業者は環境影響評価書を遵守することになります。 入札時に明示されていなかった遵守事項が環境影響評価書によって追加された場合、遵守方法や費用負担について協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 4を参照してください。
6	8	第2章	1	(8)	ウ 市が行う業務範囲 (g)施設見学者への対応	行政視察等の対応について、運営事業者が対応するケースがございましたら、その例をご教示下さい。	市が行う説明の補助等の対応を想定しています。
7	14, 15	第3章	3	(1)	ア、オ	“構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。”“参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない”との記載があります。 参加表明書の提出後は構成員・協力企業の追加もできないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	15	第3章	3	(2)	入札参加者の構成企業の要件	市の平成29・30年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載がない者は、…参加資格確認申請書類受付日までに資格審査申請を行うこと。とありますが、平成30年秋頃予定の平成31・32年度競争入札参加資格申請にて手続きを行えばよいという理解でよろしいでしょうか。	平成29・30年度競争入札参加資格申請は必要です。あわせて、平成31・32年度競争入札参加資格申請も必要となります。
9	15	第3章	3	(2)	入札参加者の構成企業の要件	イ～エにおいて各業種に係る「監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受けている者を専任で配置できること」とありますが、複数の業種の監理技術者証を有し、各監理技術者講習を受けている場合、兼務することは可能でしょうか。	可とする予定ですが、詳細は入札公告時に提示します。
10	15, 16, 17	第3章	3	(2)	イ(c)、ウ(a)②、ウ(b)②、エ(b)	監理技術者及び現場代理人の配置について、構成企業の中から建築工事、プラント工事、解体工事それぞれ該当工事期間中、別々に配置するものと解釈してよろしいでしょうか。	監理技術者は、各項目に記載の要件を満たす者をそれぞれ配置し、現場代理人は、必ずしも別々に配置する必要はありません。建設業法や契約約款に基づき、適切な配置をしてください。
11	17	第3章	3	(2)	エ 既存東部環境センターの解体撤去を行う者の要件	左記の要件(e)項に、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成26年1月10日付基発0110第1号)に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体実績を有すること。…」とあります。上記要綱の改訂は、同要綱の平成13年発行時から13年振りの改正であり、同改正から現在まで約2年しか経っておりません。また、この平成26年の改正点の主題は、「移動解体」に関する規定の追記となっております。平成26年1月10日以前で、移動解体を行わない解体実績で、改定前の要綱(平成13年4月25日付基発第401号)に基づくものも、本項の実績を満たすものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、詳細は入札公告時に提示します。
12	19	第3章	3	(3)	イ 関係会社の参加制限	“他の入札参加者の構成企業”とは自グループ内ではなく、他の入札参加者グループ内の構成企業との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	24	第3章	7	(1)	著作権	「…この事業に関して必要と認める用途に用いる場合市は、これを無償で使用できるものとする。」との記載がありますが、無償で使用される場合には、事前に事業者への確認・通知があるものとの理解でよろしいでしょうか。	原則として事前に通知します。
14	37, 38	別紙2	-	-	【運営業務の範囲】 【運営業務の役割分担】	運搬・資源化に係る費用の負担範囲は、業務範囲と同様に、「飛灰・溶融飛灰」は貴市、「焼却灰、スラグ・メタル、回収金属」は事業者という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
15	38	別紙2	-	-	【運営業務の役割分担】	選別設備のごみ投入業務（びんの重機投入、缶のクレーン投入）は、事業者（リサイクル0）の業務範囲と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	38	別紙2	-	-	【運営業務の役割分担】	選別設備で発生する不燃系残渣（RC不燃残渣）は、要求水準書（案）の260頁、添付資料処理フロー（標準案）において、「もえないごみ受入貯留ピット」に搬送（移送）する必要があると考えますが、重機や車両にて搬送する場合は、DBOの業務範囲と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりとする予定ですが、要求水準書（案）に関するものですので、詳細は入札公告時に提示します。
17	38	別紙2	-	-	【運営業務の役割分担】	事業者の役割に「資源化物の品質確保」とあるため、「飛灰・溶融飛灰」の品質条件をご提示願います。	飛灰・溶融飛灰の品質条件は、要求水準書（案）に関するものですので、詳細は入札公告時に提示します。
18	38	別紙2	-	-	【運営業務の役割分担】	関連業務の清掃につきまして、事業者（DBO）の選別施設・保管設備における清掃範囲をご指示下さい。	原則として事業者（DBO）の清掃範囲とし、事業者（リサイクル0）は選別整備・保管設備を常に衛生・清潔に保つ等の役割分担を考えています。詳細は入札公告時に提示します。
19	38	別紙2	-	-	【運営業務の役割分担】	関連業務清掃が事業者（DBO）となっていますが、要求水準書（案）P252に示す日常清掃の内、プラットフォーム、工場棟内の作業場所の清掃については、運営作業が行うものと思慮いたします。よって、マテリアルリサイクル推進施設の選別設備・保管設備の清掃は、事業者（リサイクル0）も一部有り得るとの理解でよろしいでしょうか。	No. 18を参照してください。
20	39～41	別紙3	-	-	リスク分担表	本リスク分担表に記載のない事象については、貴市とご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に公表する事業契約書（案）に基づきます。
21	39	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業（DBO）】 契約締結	「契約締結に係る市議会の議決が得られず契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合」のリスクは、事業者の事由によらないため、貴市の主分担ではないでしょうか。	議決が得られない要因として、事業者の事由による場合もあり得ると考えていますので、市・事業者ともに従分担としています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	39	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 第三者賠償	「本施設の調査・・・地盤沈下等による場合」の「等」とは、どのような事象を想定されていますでしょうか。	騒音・振動・地盤沈下のみに限らず、第三者に損害を与えた事象を想定しています。
23	39	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 第三者賠償	事業者が善良な管理者としての注意を払っていたにも関わらず損害が発生した場合は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのおりと考えますが、発生した事象に応じて、その要因等を解明したうえで負担者、負担割合を決定します。
24	39	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 物価変動	「物価変動に係る費用の増大」について事業者分担が「△従分担」となっています。分担範囲をご教示願います。	一定の範囲内の場合は事業者負担、一定の範囲を超えた場合は市の負担とする予定です。詳細は入札公告時に提示します。
25	39	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 物価変動	物価変動リスクについては、事業者が従分担となっています。どのような指標を採用されるかご教示いただけませんか。あるいは、落札予定者決定後に事業者と協議して採用する指標を決定されるのでしょうか。	No. 24を参照してください。
26	39	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 技術革新による陳腐化	陳腐化リスクについては、どのような方法により陳腐化したと判断されるのか、ご教示いただけませんか。	協議のうえで判断します。
27	39	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 技術革新による陳腐化	技術革新があったとしても処理能力が要求水準を下回らない限りにおいては陳腐化には当たらないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 26を参照してください。
28	39	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 不可抗力	リスクの内容「不可抗力」について事業者分担が「△従分担」となっています。分担範囲をご教示願います。	一定の範囲内の場合は事業者負担、一定の範囲を超えた場合は市の負担とする予定です。詳細は入札公告時に提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	39	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 不可抗力	不可抗力リスクについては、事業者が従分担となっております。 費用負担の上限について、どのように想定されているかご教示いただけませんか。	No. 28を参照してください。
30	40	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 焼却灰量の変動、 焼却灰量・質の変動	焼却灰運搬及び焼却灰資源化について、計画ごみ質の範囲内の処理対象物を処理した場合における資源化費用の変動は事業者の負担となっておりますが、ごみ質、年間ごみ処理量が計画範囲内の場合、焼却灰の運搬費用及び資源化費用の年間契約額を超過する費用は事業者が負担するという理解でしょうか。	現在、条件の整理を行っていることから、詳細は入札公告時に提示します。
31	40	別紙3	-	-	リスク分担表 【事業(DBO)】 運営段階	スラグ、飛灰・溶融飛灰に関する記載がありませんが、どのような内容・分担をお考えでしょうか。	現在、条件の整理を行っていることから、詳細は入札公告時に提示します。